

比叡平西側地区の行政代執行跡地等における新たな土地利用について
～土地所有者・購入予定者・設計者・施工者等の皆さまへ～

比叡平西側地区（別紙参照）は、風致地区等に指定されておりますが、過去に大規模な違法造成、不法投棄等が行われ、自然的景観が失われていたことから、本市において、森林復元を目的とした行政代執行を実施しており、今後も森林景観の復元を図っていく必要があります。

このため、本地区は、建築行為や土地の造成、木竹の伐採、工作物の設置等の新たな土地利用を厳しく制限しています。

用地の取得や新たな土地利用をお考えの場合は、事前に、下記までお問い合わせください。

土地利用の制限の一例

本地区において、以下に掲げるような行為をするときは、事前に市長の許可が必要です。（京都市風致地区条例 第2条）

- （1） 建築物その他の工作物の新築，改築，増築又は移転
- （2） 宅地の造成，土地の開墾その他の土地の形質の変更
- （3） 木竹の伐採
- （4） 土石の類の採取
- （5） 水面の埋立て又は干拓
- （6） 建築物等の色彩その他の意匠の変更
- （7） 物件の堆積

森林保全について

本地区において、森林の伐採等を行う場合は、一定規模以上の緑地（森林である区域の6割から7割程度）を確保していただく必要があります。

◆お問い合わせ先

京都市都市計画局都市景観部風致保全課

〒604-8751 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

電話：075-222-3475 Fax：075-213-0461

ホームページ：<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-2-3-0-0.html>



(別紙)

比叡平西側地区の位置について

○地区に含まれる土地の住所

- ・ 左京区北白川小亀谷町
- ・ 左京区北白川向ヶ谷町
- ・ 左京区北白川中山町
- ・ 左京区北白川南ヶ原町

の各一部

○位置図

※ 赤色破線で囲まれた区域内に点在(大文字山の東北) [縮尺: 1/10000]

